

青森県報

第三百四十六号

令和三年
八月十三日
(金曜日)

目 次

告 示

○生活保護法による指定医療機関の名称変更の届出……………	(健康福祉課) …… 一
○生活保護法による指定介護機関の居宅介護事業所の名称変更の届出……………	(同) …… 二
○生活保護法による指定介護機関の居宅介護事業所の所在地変更の届出……………	(同) …… 二
○生活保護法による指定介護機関の介護予防事業所の名称変更の届出……………	(同) …… 二
○生活保護法による指定介護機関の介護予防・日常生活支援事業所の所在地変更の届出……………	(同) …… 三
○生活保護法による指定介護機関の居宅介護支援事業所の所在地変更の届出……………	(同) …… 三
○中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の名称変更の届出……………	(同) …… 三
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の居宅介護事業所の名称変更の届出……………	(同) …… 三
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の居宅介護事業所の所在地変更の届出……………	(同) …… 四
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の介護予防事業所の名称変更の届出……………	(同) …… 四

○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の介護予防・日常生活支援事業所の所在地変更の届出……………	(同) …… 四
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の居宅介護支援事業所の所在地変更の届出……………	(同) …… 五

公 告

○特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告……………	(県民生活課) …… 五
--	--------------

出 先 機 関

○土地改良区の役員就任及び退任……………	(西北地域県民局) …… 五
○道路の位置の指定……………	(上北地域県民局) …… 六

選挙管理委員会

○政治資金規正法による政治団体の名称等の公表……………	(事務局) …… 六
○政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出……………	(同) …… 七
○政治資金規正法による資金管理団体でなくなった旨の届出……………	(同) …… 七

告 示

青森県告示第五百三十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から名称を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和三年八月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区分	
なの花薬局おいらせ店	百石調剤薬局	名	称
三		所在地	
上北郡おいらせ町上明堂九の三		年月日	
令和 三・七・一			

青森県告示第五百三十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護事業所の名称を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和三年八月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区分	
株式会社 なの花東 北	八戸市石堂 二丁目二四 の三〇	名	称
居宅介護事業所 主たる事務 所の所在地		居宅介護 事業の種 類	
居宅療養 管理指導		名	称
百石調剤 薬局 なの花薬 局おいら せ店		所在地	
上北郡おいらせ町上明堂九の三		年月日	
令和 三・七・一			

青森県告示第五百三十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和三年八月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区分	
特定非営 利活動法 人 シヤリテ	青森市第二 問屋町三丁 目の三一	名	称
居宅介護事業所 主たる事務 所の所在地		居宅介護 事業の種 類	
訪問介護		名	称
訪問介護 ステーション ンダンテ		所在地	
弘前市大字 和徳町一二 四の一		年月日	
令和 三・二・三			

青森県告示第五百三十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から介護予防事業所の名称を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和三年八月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区分	
株式会社 なの花東 北	八戸市石堂 二丁目二四 の三〇	名	称
介護予防事業所 主たる事務 所の所在地		介護予防 事業の種 類	
介護予防 居宅療養 管理指導		名	称
百石調剤 薬局 なの花薬 局おいら せ店		所在地	
上北郡おいらせ町上明堂九の三		年月日	
令和 三・七・一			

青森県告示第五百三十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第六項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から介護予防・日常生活支援事業所の所在地を変更した旨の届出があつたので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和三年八月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区分
特定非常 営利活動法 人ラ・シ ャリテ	青森市第二 問屋町三丁 目三の三一	介護予防・日常生活 事業者
訪問型 サービ ス	訪問介護 ステーション ンテナ	介護予 防・日常 生活支 援の種 類
弘前市大 字四の一 四の二	弘前市大 字四の一 四の二	介護予 防・日常 生活支 援所
令和 三・三・三		変更 年月日

青森県告示第五百三十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護支援事業所の所在地を変更した旨の届出があつたので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和三年八月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	名称	名称	所在地	変更 年月日
	居宅介護支援事業者	居宅介護支援事業所		
	主たる事務所 所在地	所在地		

青森県告示第五百三十八号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）以下「例による生活保護法」という。（第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から名称を変更した旨の届出があつたので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和三年八月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区分	名称	所在地	変更 年月日
なの花薬局おいらせ店	百石調剤薬局				
	上北郡おいらせ町上明堂九の三				
					令和 三・七・一

青森県告示第五百二十九号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）以下「例による生活保護法」という。（第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護事業所の名称を変更した旨の届出があつたので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

変更後	変更前	区分	名称	所在地	変更 年月日
社会福祉法 人長老会	三戸郡南部町 大字坵渡字東 あかね五の一 二五				
	ふくち在宅 介護支援セ ンター				
	三戸郡南部町大 字坵渡字東あ かね五の一 二五				令和 三・七・一

令和三年八月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区分	
		名称	居宅介護事業者
株式会社 なの花東 北	株式会社 なの花東 北	名称	居宅介護事業者
八戸市石堂 二丁目二四 の三〇	八戸市石堂 二丁目二四 の三〇	主たる事務 所の所在地	居宅介護 事業の種 類
居宅療養 管理指導	居宅療養 管理指導	居宅介護 事業の種 類	居宅介護 事業の種 類
百石調剤 薬局 なの花東 おいら せ店	百石調剤 薬局 なの花東 おいら せ店	名称	居宅介護事業者
上北郡お いらせ町上 明三	上北郡お いらせ町上 明三	所在地	居宅介護事業者
令和 三・七・一	令和 三・七・一	変更 年月日	変更 年月日

青森県告示第五百四十号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和三年八月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区分	
		名称	居宅介護事業者
特定非常 営利活動法 人シヤリテ	特定非常 営利活動法 人シヤリテ	名称	居宅介護事業者
青森市第二 問屋町三丁 目三の三一	青森市第二 問屋町三丁 目三の三一	主たる事務 所の所在地	居宅介護 事業の種 類
訪問介護	訪問介護	居宅介護 事業の種 類	居宅介護 事業の種 類
訪問介護 センター シヨナン ンダンテ	訪問介護 センター シヨナン ンダンテ	名称	居宅介護事業者
弘前市大字 和徳町一二 四の一	弘前市大字 和徳町一二 四の一	所在地	居宅介護事業者
令和 三・三・三	令和 三・三・三	変更 年月日	変更 年月日

青森県告示第五百四十一号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から介護予防事業所の名称を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和三年八月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区分	
		名称	介護予防事業者
株式会社 なの花東 北	株式会社 なの花東 北	名称	介護予防事業者
八戸市石堂 二丁目二四 の三〇	八戸市石堂 二丁目二四 の三〇	主たる事務 所の所在地	介護予防 事業の種 類
介護予防 居宅療養 管理指導	介護予防 居宅療養 管理指導	介護予防 事業の種 類	介護予防 事業の種 類
百石調剤 薬局 なの花東 おいら せ店	百石調剤 薬局 なの花東 おいら せ店	名称	介護予防事業者
上北郡お いらせ町上 明三	上北郡お いらせ町上 明三	所在地	介護予防事業者
令和 三・七・一	令和 三・七・一	変更 年月日	変更 年月日

青森県告示第五百四十二号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第六項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から介護予防・日常生活支援事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和三年八月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区 分	
人長老会 社会福祉法	特定非営 利活動法 シヤリテ	名 称	介 護 予 防 ・ 日 常 生 活 支 援 事 業 者
三戸郡南部町 大字坵渡字東 あかね五の一 二五	青森市第二 問屋町三丁 目三の三一	主たる事務 所の所在地	介 護 予 防 ・ 日 常 生 活 支 援 事 業 者
ふくち在宅 介護支援セ ンター	訪 問 型 サービ ス	類 別	介 護 予 防 ・ 日 常 生 活 支 援 事 業 者
三戸郡南部町大 字坵渡字東あ かね五の一 二五	訪 問 介 護 ステー ション ンダンテ	名 称	介 護 予 防 ・ 日 常 生 活 支 援 事 業 者
三戸郡南部町大 字坵渡字東あ かね五の一 二五	弘前市大字 四の一 和徳町一二	所 在 地	介 護 予 防 ・ 日 常 生 活 支 援 事 業 者
令和 三・七・二五	令和 三・三・三	変 更 日 月	変 更 日 月

青森県告示第五百四十三号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護支援事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和三年八月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区 分	
人長老会 社会福祉法	特定非営 利活動法 シヤリテ	名 称	居 宅 介 護 支 援 事 業 者
三戸郡南部町 大字坵渡字東 あかね五の一 二五	青森市第二 問屋町三丁 目三の三一	主たる事務 所の所在地	居 宅 介 護 支 援 事 業 者
ふくち在宅 介護支援セ ンター	訪 問 型 サービ ス	類 別	居 宅 介 護 支 援 事 業 者
三戸郡南部町大 字坵渡字東あ かね五の一 二五	訪 問 介 護 ステー ション ンダンテ	名 称	居 宅 介 護 支 援 事 業 者
三戸郡南部町大 字坵渡字東あ かね五の一 二五	弘前市大字 四の一 和徳町一二	所 在 地	居 宅 介 護 支 援 事 業 者
令和 三・七・二五	令和 三・三・三	変 更 日 月	変 更 日 月

公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

令和三年八月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 申請のあった年月日
令和三年八月三日
- 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人平成謝恩会
代表者の氏名
金澤 宏昭
- 主たる事務所の所在地
青森県上北郡おいらせ町上明堂八六の六
- 定款に記載された目的
この法人は、障害者等が生産活動、創造的な活動、地域に必要なボランティア活動等に喜びをもって参加でき、自立した生活を営めるよう総合的に支援し、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

出 先 機 関

土地改良区の役員の就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、屏風山土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があったので、同条第十

八項の規定により公告する。

令和三年八月十三日

西北地域県民局長 畑 内 圭 一

区役員の別	氏名	住 所	就任及び退任の年月日
理事	松橋 伊左美	つがる市富滝町萱津七	令和 三・六・三就任
〃	小山内 浩司	牛潟町潟上四六の二	〃
〃	秋田谷 幸央	車力町若林二八の二	〃
〃	長内 幸仁	木造平滝宝滝八八の一	〃
〃	佐藤 良一	下牛潟町鶴舞岬四五の二	〃
〃	藤田 巖	豊富町屏風山一の一三五	〃
〃	工藤 勝敏	牛潟町村上六六	〃
〃	長内 隆彦	稲垣町豊川藤見山五の二	〃
監事	羽場 進	豊富町千貫六一	〃
〃	工藤 三千輝	車力町若林一〇四の一	〃
〃	松橋 正儀	豊富町屏風山一の二四	〃
理事	松橋 伊左美	富滝町萱津七	三・六・二五退任
〃	秋田谷 幸央	車力町若林二八の二	〃
〃	工藤 勝敏	牛潟町村上六六	〃
〃	長内 幸仁	木造平滝宝滝八八の一	〃
〃	野呂 勝男	〃 濁川浅井一二の一	〃
〃	佐藤 良一	下牛潟町鶴舞岬四五の二	〃
〃	小山内 浩司	牛潟町潟上四六の二	〃
〃	藤田 巖	豊富町屏風山一の一三五	〃
〃	羽場 進	〃 千貫六一	〃
監事	工藤 三千輝	車力町若林一〇四の一	〃

上北地域県民局告示第十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定によ

り、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、上北地域県民局地域整備部及び三沢市役所に備え置いて縦覧に供する。

令和三年八月十三日

上北地域県民局長 石 橋 豊

位 置	延 長	幅 員	指 定 年 月 日
三沢市大字三沢字後久保一五の四九	四一・七二メートル	六・〇〇メートル	令和 三・八・二

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第三十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により政治団体の設立の届出のあった政治団体の名称等を同法第七条の二第一項の規定により次のとおり告示する。

令和三年八月十三日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 徳

政党の支部

法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類（第一号）	市町村等の区域を単位として設けられる支部	届 出 年 月 日

山崎 結子	資金管理団体の届出をした者の氏名
ゆいこ會	資金管理団体の名称
令和三・七・二〇	資金管理団体がなくなった年月日

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円